
プロジェクト	リース
項目	注記事項

I. 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2023 年 5 月 2 日に、企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」（以下「本会計基準案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本適用指針案」という。また、本会計基準案及び本適用指針案を合わせて「本会計基準案等」という。）並びにその他の会計基準等の改正案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本資料では、本公開草案に寄せられたコメントのうち、注記事項に関する検討を行うことを目的としている。

II. 本公開草案における提案及びこれまでの検討

本公開草案における提案

3. 本公開草案においては、開示目的を定め、開示目的を達成するためのリースに関する注記として、次の事項を示している。

借手の注記

- (1) 会計方針に関する情報
- (2) リース特有の取引に関する情報
- (3) 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報

貸手の注記

- (4) リース特有の取引に関する情報
- (5) 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報

これまでの検討

4. 第 474 回企業会計基準委員会（2022 年 2 月 21 日開催）及び第 109 回リース会計専門委員会（2022 年 2 月 10 日開催）において、注記項目にかかる基本的な方針は、次のとおりとされた。

借手の注記

一般的に、注記は、財務諸表の本表に表示した項目を補完（本表に表示した項目についての詳細な情報を提供したり、財務諸表の本表において表示しなかった内容について情報を提供したり）するものである。

国際的な会計基準において要求されている注記がなされていない場合には、準拠している会計基準が国際的な会計基準と異なるとの印象を国内外の利用者に与える可能性があり、我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするという、このたびのリース会計基準を改正する趣旨が損なわれてしまう可能性があると考えられる。

したがって、借手の会計処理を IFRS 第 16 号と整合的なものとすることを検討している中では、借手の注記についても、IFRS 第 16 号と整合的なものとすることを出発点とすることが考えられる。

ただし、本公開草案は「簡素で利便性が高い」ものを目指していることから、採り入れなくとも国際的な比較可能性を著しく損なわない内容については、必ずしも IFRS 第 16 号に合わせる必要はないと考えられるため、IFRS 第 16 号の定めについて、一通り分析及び検討を行うことが考えられる。

貸手の注記

貸手の会計処理は、リースの定義及び識別、収益認識会計基準と整合性を図る点を除き、現行の定めを維持することを提案しており、また、表示についても現行の定めを維持することを提案している。そのため、貸手の注記についても、現行の定めを維持することが考えられる。

一方で、IFRS 第 16 号の貸手の注記には、我が国における現行の貸手の注記に比して多くの定めがある。IFRS 第 16 号の定めをもとに注記を拡充した場合、国際的な比較可能性を達成し財務諸表利用者により有用な情報を提供することができると考えられる一方で、作成者に追加的な負担を課すことになる。貸手の注記に関する検討の方向性について、以下の考え方を採ることができると考えられる。

- (1) 我が国における現行の定めを維持する。
- (2) IFRS 第 16 号の定めを参考にして、我が国における現行の定めを拡充する。

5. また、本会計基準案等では、開示の目的に照らして、注記すべき事項を次の 4 つに分類して提案している。

- (1) 会計方針に関する情報

- (2) 区分表示の定めに対する補足情報
- (3) リース特有の取引に関する情報
- (4) 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報

III. 本公開草案に寄せられた主なコメントに対する対応

個別検討事項として取り上げる事項

- 6. 第510回企業会計基準委員会(2023年9月21日開催)及び第133回リース会計専門委員会(2023年9月20日開催)における審議の結果、注記事項に関する質問については、提案に同意しない意見の中でも異なる意見が見られることや、提出されたコメントそれぞれにおいて個々の注記事項について多くの意見が見られることから、注記事項全体について審議事項として個別検討事項として取り上げ、コメントへの対応案を検討することとした。
- 7. 本公開草案の提案に対する意見は、次のとおりである。
 - (1) 膨大な注記に対応するための財務諸表作成者の負担を考慮すべきであるとの意見(審議事項(5)-3-2のコメント21-4)及び審議事項(5)-4のコメント22-2)や注記を減らすことに賛同しないとする意見(審議事項(5)-3-2のコメント21-2))。また、財務諸表利用者の有用性の観点等から開示項目を追加すべきであるとの意見(審議事項(5)-3-2のコメント21-6)から21-9))。
 - (2) 開示目的アプローチによる実務が定着していないため、必須記載項目と任意記載項目を設定し、必要最低限の開示の網羅性を会計基準として担保すべきであるとの意見(審議事項(5)-3-2のコメント21-5))。
 - (3) 短期リースの注記の内容について見直すべきであるとの意見(審議事項(5)-3-2のコメント21-3)、21-10)及び21-11))。
 - (4) 会計方針に関する情報について記載内容を見直すべきであるとの意見(審議事項(5)-3-2のコメント21-12)から21-14))。
 - (5) その他の開示に関する意見(審議事項(5)-3-2のコメント21-15)から21-18))。
- 8. このうち前項(5)については、開示に係る個別の論点であるため、審議事項(5)-3-2のコメント対応表において対応案を検討している。したがって、本資料においては前項の(1)から(4)について検討を行う。

9. また、第510回企業会計基準委員会において次のとおりの意見が聞かれた。
- (1) 質問21（注記事項に関する質問）に寄せられたコメントについては、作成者と利用者で意見が異なっているように見えるが、どちらの意見も利用者にとって有用な情報となる注記に絞って開示を求めるべきであるという趣旨と考える。個別検討を行うにあたっては、コメント提供者がどの注記が有用であると考えているか、コストがかかると考えているかを確認する必要があると考えられるため、アウトリーチを含め検討を早めに始める必要があると考える。
 - (2) 連結財務諸表を作成していない企業に対して膨大な注記に対応するための作成者の負担を考慮すべきとの意見について、これまで公表している会計基準からも個別財務諸表のみを作成している企業に対して連結財務諸表と同程度の注記を求めることが原則であると理解しており、この意見に対応することは難しいと考えるが、連結財務諸表と個別財務諸表で濃淡をつけるべきという考え方もあることから、会計基準としてどうあるべきなのかも含めて検討していただきたい。
10. 前項の聞かれた意見については、本資料第7項(1)のコメントと併せて検討を行うこととする。なお、前項(1)においてご意見をいただいている利用者にとって有用な情報となる注記のアウトリーチの要否については今後検討を行う予定である。
11. この他に第513回企業会計基準委員会（2023年11月1日開催）及び第136回リース会計専門委員会（2023年10月31日開催）において審議した質問5（リースの定義及びリースの識別に関する質問）について寄せられたコメントのうち、次の内容については注記事項に関連するため、本資料第7項(4)のコメントと併せて検討する。

貸手のリース構成区分の具体的規定として設けられた本適用指針案第13項は、リース構成区分を選択的に行う場合に準拠することになる規定であるが、当該第13項の選択規定である(2)では、さらなる選択として維持管理費用相当額を「収益に計上」するか「費用の控除額」として処理するかを選ぶこととなるが、貸手に関しても借手におけるような「会計方針に関する情報」（本会計基準案第53項(1)①）の開示が検討されて良いようにも思える。

対応案の検討（開示の情報量の過不足に対する意見）

（寄せられたコメントの検討）

12. 本資料第7項(1)のコメントは、本公開草案で提案する開示の内容について有用性を踏まえた上での開示の情報量に対する財務諸表作成者及び財務諸表利用者双方の立場からの意見である。寄せられたコメントの主な理由は次のとおりである。

開示の情報量が多すぎるという意見

- (1) 財務諸表作成者にとっては、膨大な注記に対応するためのシステム対応など負担が極めて大きいと言える。IFRS 任意適用企業以外の企業からも幅広く意見を聞いたうえで、コスト・ベネフィットの観点から、借手及び貸手における各注記事項が財務諸表利用者にとってどの程度有用であるかを再検討して頂きたい。
- (2) 連結財務諸表を作成していない企業にとっては、個別財務諸表に対して連結財務諸表と同様の注記が要求されるため、膨大な注記に対応するための財務諸表作成者の負担を考慮して頂きたい。

開示の情報量が足りないという意見

- (3) リース期間については各社の実態に即した判断がなされるので、財務諸表利用者としてはどのような判断がなされたのか認識する必要があり、財務分析上、負債構造やリース期間満了後のコスト構造変化を把握する必要がある。
 - (4) 使用権資産及びリース負債に関する期首残高及び期末残高とその増減内訳（減価償却費を含む）については、財務諸表利用者の有用性が高いため、開示項目とすべきである。
 - (5) セール・アンド・リースバック取引から生じた売却損益に加え、売却価額も開示されることにより取引の全体像の理解が促進されるため、開示項目とすべきである。
 - (6) サブリース取引とその他の取引では利益率が異なる。サブリース取引について、収益に加えて損益（営業利益または総利益）も財務分析上の有用性が高いため、開示項目とすべきである。
13. 前項(1)に関しては、財務諸表作成者からコスト・ベネフィットの観点から情報量の削減を求める意見である。本公開草案の開発の基本方針として、注記事項について、国際的な会計基準において要求されている開示がなされていない場合、準拠している会計基準が国際的な会計基準と異なるとの印象を国内外の財務諸表利用者を与える可能性があることから、IFRS 第 16 号と整合的なものとなるように IFRS 第 16 号の定めを取り入れている。一方、開発にあたっての基本的な方針に従い、取り入れなくとも国際的な比較可能性を大きく損なわせない内容については取り入れないこととし、例えば借手については少額リースの費用に関する注記等は財務諸表作成者の負担も考慮したうえで注記対象としていない（本会計基準案 BC60 項）。
14. 本資料第 12 項(2)に関しては、連結財務諸表を作成しない企業について開示の免除をもとめる意見である。この点について、2013 年 6 月 20 日に企業会計審議会から公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「当面の方針」と

いう。)では、単体開示の簡素化について「単体開示のみの会社については、連結財務諸表の作成負担がなく、単体の簡素化に伴い代替する連結財務諸表の情報もないため、仮にこういった会社に対してまで簡素化を行うとした場合には、連結財務諸表を作成している会社との間で情報量の格差が生じてしまうおそれがある。したがって、単体開示のみの会社については基本的に見直しを行うべきではない。」としていることから、単体開示のみを行う企業に対して開示を免除することは想定されていないと考えられる。

15. また、連結財務諸表と個別財務諸表との間で濃淡を付けるべきとの考え方については、あくまで連結財務諸表作成会社の個別財務諸表の場合にのみ考慮すべきであり、財務情報の比較可能性の観点からも単体開示のみを行う企業に対して開示を免除することは適切でないと考えられる。
16. 一方、本資料第12項(3)及び(6)に関しては、財務諸表利用者にとっての有用性の観点から追加の開示を求める意見である。本資料第13項のとおり、注記事項については、IFRS第16号と整合的なものとなるようにIFRS第16号の定めを取り入れており、いずれもIFRS第16号の開示の定め以上の開示を求める内容であることから、注記事項に追加することは財務諸表作成者に国際的な水準以上の負担を求めることになると考えられる。
また、本公開草案では開示目的において「リースが借手又は貸手の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を開示する」としており、当該開示目的に照らして注記事項の開示が必要な場合には、適切に開示がなされるものと考えられる。
17. 本資料第12項(5)に関しては、前項と同様に財務諸表利用者にとっての有用性の観点から追加の開示を求める意見である。セール・アンド・リースバックの会計処理についてはTopic 842と同様の取扱いを定めていることから、開示についてもTopic 842と同様の開示を求めることとしており、Topic 842の開示の定め以上の開示を求める内容であることから、注記事項に追加することは前項と同様に財務諸表作成者に国際的な水準以上の負担を求めることになると考えられる。
18. 本資料第12項(4)に関しては、IFRS任意適用企業の開示実務で見られるような調整表の開示を求める意見であるが、当該開示はIAS第16号「有形固定資産」第73項(e)の開示要求事項に従ったものと考えられる。このような増減内訳についてはIFRS第16号やTopic 842においても求められておらず、IFRS第16号やTopic 842の開示の定め以上の開示を求める内容であることから、注記事項に追加することは前項と同様に財務諸表作成者に国際的な水準以上の負担を求めることになると考えられる。

(対応案)

19. 上述の検討を踏まえ、本公開草案の提案を変更しないことが考えられる。

対応案の検討（開示目的アプローチの採用に対する意見）

（寄せられたコメントの検討）

20. 本資料第7項(2)のコメントは、本公開草案で提案する開示目的アプローチによる開示要求事項について、採用することが時期尚早であり、本会計基準案等の適用開始時は、必須記載項目と任意記載項目を設定し、必要最低限の開示の網羅性を会計基準として担保すべきとの意見である。これは、開示目的アプローチによる実務が定着していない中では、財務諸表作成者の裁量により開示の網羅性が担保されない可能性があり、また、比較可能性も懸念されることから、同アプローチに基づき全面的に作成者に開示を委ねるのは時期尚早であるとの理由によるものである。
21. この点、当委員会では2022年6月21日に「企業会計基準等の開発において開示を定める際の当委員会の方針（開示目的を定めるアプローチ）」を公表しており、「今後、当委員会が企業会計基準等において開示（注記事項）を定める際には、開示目的を定めるアプローチを採用することとする。すなわち、新たな企業会計基準等の開発を行う場合には、原則として、開示目的を定めた上で、当該開示目的に照らして開示する具体的な項目及びその記載内容を決定する旨を定めることとする。」としている。本公開草案についても、この開発方針に則ったものである。
22. また、開示目的アプローチによる開示は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）及び企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」においても取り入れられている考え方であり既に実務において定着していると考えられ、開示目的アプローチによる開示が時期尚早とまでは言えないと考えられる。

（対応案）

23. 上述の検討を踏まえ、本公開草案の提案を変更しないことが考えられる。

対応案の検討（短期リースの注記に関する意見）

（寄せられたコメントの検討）

24. 本資料第7項(3)のコメントは、短期リースに係る費用の金額の注記について改善を求める意見である。寄せられたコメントの主な理由は次のとおりである。

- (1) 短期リースは、重要性がないからこそ、原則的な方法とは異なる会計処理が認められていると考えられるが、それにもかかわらず、注記を求めることは、財務諸表作成者に過度の負担を強いることになると考えられる。また、財務諸表利用者にとっても、有用な情報ではないと考えられる。
 - (2) 少額リースや短期リースを取り入れないことを提案している一方、短期リースに係る費用の金額を注記することは本会計基準案等の改正に沿った膨大な資料を収集し注記するコスト・ベネフィットが見出せるとは考えづらい。
 - (3) 短期かつ少額のリースについて、短期リースに係る費用の発生額に含めるべきなのか、少額であるため含める必要がないのかが不明確であり、実務上企業によって集計方法にバラツキの生じる可能性がある。
 - (4) 短期リースに係る費用及び少額リースに係る費用を区分して集計していない場合に合算した金額で注記することもできる定め（本適用指針案 BC127 項）について、短期リースの中で金額的に少額なものも含んだ金額を言っているのか、短期リースも少額リースもすべて含む金額を言っているのか解釈にバラツキの生じる可能性がある。
25. 前項(1)及び(2)に関しては、短期リースについて重要性のないことを理由に簡便的な処理を認めているにもかかわらず短期リースに係る費用の注記を求めていることが矛盾しているという主旨の意見である。短期リースについては本適用指針案 BC30 項及び BC31 項に記載の理由から簡便的な取扱いを認めることとしたが、借手のリース期間の判断で当該簡便的な取扱いの対象となるかどうかが変更になることから恣意的な操作の対象となる可能性があると考えられることや金額的に重要性のあるリース負債がオフバランスとなる可能性があるという点から、短期リースに係る費用の開示については財務諸表利用者にとって有用な情報を提供するとして注記を求めたものである（本適用指針案 BC126 項）。また、原則的な処理方法と同等の情報を求めているわけではないことから、過度な負担を強いるものでもないと考えられる。
26. 本資料第 24 項(3)及び(4)に関しては、短期リースと少額リースで注記の取扱いが異なることから、短期かつ少額のリースの場合に注記対象から除外してよいか等の明確化を求める意見である。
- まず、短期かつ少額のリースに係る費用については、短期リースに該当するため注記の対象とすべきと考えられる。この点については、本適用指針案 BC126 項に記載されている短期リースに係る費用の注記を求めている趣旨からも開示対象に含めるものと考えられる。
- 短期リースと少額リースの取扱いをまとめると次の表のとおりとなる。

		短期リース	
		該当しない	該当する
少額リース	該当しない	オンバランス	費用の金額を注記
	該当する	注記対象外	費用の金額を注記

ここで、本適用指針案第 96 項(1)また書きの定めは、短期リースに係る費用及び少額リースに係る費用を区分して集計していない場合については、短期リースに該当しないものの少額リースには該当する場合(表の網掛け部分)について合算した金額(オンバランスしたもの以外の金額)で注記することを認めるものである。

27. この点、短期リースの注記に性質の異なる少額リースの金額を含めて開示することに懸念を示す意見も聞かれる。当該定めは情報の有用性を損なうことなく実務上の負担を軽減することを目的に定められたものであるが、次のような対応が考えられる。

案 A：本適用指針案第 96 項(1)また書きの定めを変更し合算を認めない。

案 B：実務上の負担を軽減することを優先し、本適用指針案第 96 項(1)また書きの定めを変更せず合算を認める。

28. 前項の案 A については、性質の異なる短期リースと少額リースが合算されて開示されることはないため、より情報の有用性は高くなると考えられるが、本適用指針案第 96 項(1)また書きの趣旨である実務上の負担を軽減する目的が達成できなくなる。また、短期リースと少額リースを区分して集計していない場合、本資料第 26 項で示した表の網掛け部分について切り分けて集計する対応を求めることになる。

一方、案 B については、性質の異なるリースを合算して開示することに理屈は見いだせないものの、少額リースと短期リースとは資産及び負債が貸借対照表に認識されていないリースである点で共通しており、リース料に関する情報を注記する目的も共通するものであると考えられる。また、区分して集計せず合計額を開示している旨を明らかにすることとされている。これらを踏まえ、案 B を採用して本公開草案の提案を変更しないことが考えられるがどうか。

29. また、解釈にバラツキの生じる可能性があるという点については、「当該短期リースに係る費用の金額に少額リースに係る費用の金額を合算した金額で注記」できるのは、企業が短期リースに係る費用及び少額リースに係る費用を区分して集計していない場合であり、企業が少額ではない短期リースと短期かつ少額のリースを区分できないことが前提である。このため、短期リースと少額リースを合算したものを開示すべきことは自明と考えられる。

(対応案)

30. 上述の検討を踏まえ、本公開草案の提案を変更しないことが考えられる。

対応案の検討（会計方針に関する情報に対する意見）

（寄せられたコメントの検討）

31. 本資料第7項(4)のコメントは、注記項目のうち「会計方針に関する情報」において開示すべき情報に対する意見である。寄せられたコメントと主な理由は次のとおりである。

- (1) 企業のリース活動の性質を理解できるような情報について、会計方針に関する情報として注記を求めなくてよいか。借手に対してのみ、しかも特定の会計処理の選択に関する事項のみを会計方針に関する情報として注記を求めるのは、収益認識会計基準とのバランスを欠いていると考えられる。
- (2) 個別財務諸表において会計方針に関する情報を記載するにあたっては、これを機にリースに限らず連結財務諸表における記載を参照することが認められるという理解でよいか。個別財務諸表において会計方針に関する情報を記載するにあたり、連結財務諸表における記載を参照する実務は一般的ではなかったように見受けられることから、仮にリースに関してのみこのような取扱いが認められるとすると他の項目とのバランスを欠くことになると考えられる。
- (3) 無形固定資産のリースに本会計基準案を適用しているか否かについても、選択が認められている項目であるため、会計方針に関する情報として注記を求めなくてよいか。
- (4) 本適用指針案第13項は、リース構成区分を選択的に行う場合に準拠することになる規定であるが、当該第13項の選択規定である(2)では、さらなる選択として維持管理費用相当額を「収益に計上」するか「費用の控除額」として処理するかを選ぶこととなる。例えば、不動産賃貸業では固定資産税等の金額が不動産賃貸収入の1割を超えることは珍しくないため、当該選択は営業収益や段階損益に関する比較可能性に影響が想定される以上、貸手に関しても借手におけるような「会計方針に関する情報」（本会計基準案第53項(1)①）の開示が検討されて良いようにも思える。

32. 前項(1)に関しては、会計方針に関する情報の注記項目が不足しているのではないかという意見である。重要な会計方針として注記する内容については、原則として、企業会計原則注解及び企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第24号」という。）に照らして企業が判断するものであるが、収益認識会計基準と異なりリースに関する会計方針については、次の理由から、

すべての企業について自動的に「重要な会計方針」として識別される項目はないものと考えている（本適用指針案 BC118 項及び BC119 項）。

- (1) 企業によりリースの利用度合いは異なり、リースの重要性は異なる。
- (2) 会計基準における選択肢の多くは、重要性が乏しい場合を対象としている。

33. 一方、本適用指針案第 93 項で定めた 3 項目は、「重要な会計方針」に該当するか否かにかかわらず、企業による選択を注記することが財務諸表利用者に有用と考えられるため、選択した場合に「リースに関する注記」において注記することを求めたものである（本適用指針案 BC120 項）。
34. この点、第 490 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 7 日開催）及び第 122 回リース会計専門委員会（2022 年 10 月 24 日開催）において検討したとおり、「会計方針に関する情報」として注記を求めない項目は、重要性が乏しい項目か、あるいは適切な場合にのみ選択できる項目であるため、一律に追加の定量的な開示を求めないこととした項目であり、一般的に会計方針を注記したとしても、財務諸表利用者が利用者独自で組替えや調整等の追加の分析を行うことが困難な項目と考えられることから、会計方針として注記を一律に求める項目としないこととしている。ただし、その他の事項で開示目的に照らして企業のリース活動の性質を理解するために必要な情報については、財務諸表作成者の判断に基づいて重要な会計方針として開示が行われるものと考えられる。
35. 次に本資料第 31 項(2)に関しては、会計方針に関する情報について連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表での簡便的な取扱いに対する意見である。本公開草案において提案しているのはリース注記として記載する「会計方針に関する情報」について、連結財務諸表における記載を参照することであり、重要な会計方針などその他の記載についてまで連結財務諸表における記載を参照することは想定していない。また、収益認識会計基準においても同様の定めが設けられていることから、他の項目とのバランスを欠くことにはならないとは考えられる。
36. また、本資料第 31 項(3)に関しては、無形固定資産のリースに本公開草案を適用しているかを会計方針に関する情報として開示することを求める意見である。この点については、必要があれば企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号に基づいて「重要な会計方針」として注記されると考えられるため、リースに関する注記の「会計方針に関する情報」として個別に定める必要はないと考えている。
37. 本資料第 31 項(4)に関しては、本適用指針案第 13 項が選択規定であることから、借手におけるような「会計方針に関する情報」の開示の要否について検討を求める意見である。この点については、本資料第 34 項の考え方と同様の考え方に基づいて、当該項目についても会計方針に関する情報として一律に開示を求める必要性がないと判断している。

(対応案)

38. 上述の検討を踏まえ、本公開草案の提案を変更しないことが考えられる。

ディスカッション・ポイント

本資料第 19 項、第 23 項、第 30 項及び第 38 項の対応案についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙 本公開草案の抜粋**【本会計基準案】**

53. 前項の開示目的を達成するため、リースに関する注記として、次の事項を注記する。

(1) 借手の注記

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報

(2) 貸手の注記

- ① リース特有の取引に関する情報
- ② 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報

ただし、上記の各注記事項のうち、前項の開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことができる。

BC60. 注記事項について、国際的な会計基準において要求されている開示がなされていない場合、準拠している会計基準が国際的な会計基準と異なるとの印象を国内外の財務諸表利用者に与える可能性があり、我が国の会計基準を国際的な会計基準と整合性のあるものとするという本会計基準の趣旨が損なわれてしまう可能性がある。

したがって、借手の会計処理を IFRS 第 16 号と整合的なものとする中で、借手の注記事項についても、IFRS 第 16 号と整合的なものとした。ただし、「開発にあたっての基本的な方針」(BC12 項参照)に記載のとおり、本会計基準は簡素で利便性が高いものを目指していることから、取り入れなくとも国際的な比較可能性を大きく損なわせない内容については、必ずしも IFRS 第 16 号に合わせる必要はないと考えられるため、取り入れないこととした。具体的には、我が国の会計基準に関連のない注記、少額リースの費用に関する注記及び短期リースのポートフォリオに関する注記については、取り入れていない。

【本適用指針案】

13. 貸手は、契約における対価の金額について、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに配分するにあたって、それぞれの部分の独立販売価格の比率に基づいて配分する。貸手は、契約における対価の中に、借手に財又はサービスを移転しない活動及びコストについて借手が支払う金額、又は、原資産の維持管理に伴う固定資産税、保険料等の諸費用(以下「維持管理費用相当額」という。)が含まれる場合、当該配分にあたって、次の(1)又は(2)のいずれかの方法を選択することができる(〔設例 7])。

- (1) 契約における対価の中に、借手に財又はサービスを移転しない活動及びコストについて借手が支払う金額が含まれる場合に、当該金額を契約における対価の一部としてリースを構成する部分とリースを構成しない部分とに配分する方法

(2) 契約における対価の中に、維持管理費用相当額が含まれる場合、当該維持管理費用相当額を契約における対価から控除し、収益に計上する、又は、貸手の固定資産税、保険料等の費用の控除額として処理する方法

ただし、(2)の方法を選択する場合で、維持管理費用相当額がリースを構成する部分の金額に対する割合に重要性が乏しいときは、当該維持管理費用相当額についてリースを構成する部分の金額に含めることができる。

93. 「会計方針に関する情報」(会計基準第 53 項(1)①)については、リースに関して企業が行った会計処理について理解することができるよう、次の会計処理を選択した場合、その旨及びその内容を注記する。

(1) リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分として会計処理を行う選択(会計基準第 27 項)

(2) 指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な取扱いの選択(本適用指針第 23 項参照)

(3) 借地権の設定に係る権利金等に関する会計処理の選択(本適用指針第 24 項及び第 121 項から第 123 項参照)

上記の会計方針を重要な会計方針として注記している場合、リースに関する注記として繰り返す必要はなく、重要な会計方針の注記を参照することができる。

96. 損益計算書において次の(1)及び(2)に定める事項を区分して表示していない場合、それぞれについて、次の事項を注記する。

(1) 第 18 項を適用して会計処理を行った短期リースに係る費用の発生額が含まれる科目及び当該発生額。この費用には借手のリース期間が 1 か月以下のリースに係る費用を含めることを要しない。また、当該短期リースに係る費用の金額に少額リース(第 20 項参照)に係る費用の金額を合算した金額で注記することができる。この場合、その旨を注記する。

(2) リース負債に含めていない借手の変動リース料に係る費用の発生額が含まれる科目及び当該発生額

BC30. 短期リースについては、重要性が乏しい場合が多いため、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上することができることとした(第 18 項参照)。

BC31. 短期リースについては、企業会計基準適用指針第 16 号及び IFRS 第 16 号のいずれにおいても簡便的な取扱いが認められていることから、本適用指針においても、簡便的な取扱いを認めることとした。短期リースに関する簡便的な取扱いは、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目ごとに適用するか否かを選択できることとしている(本適用指針第 18 項参照)。この点、IFRS 第 16 号では、使用権が関連する原資産のクラスごとに短期リースに関する選択ができる定め

とされているが、「原資産のクラス」に関する定めは我が国の会計基準等における定めではないことから「貸借対照表において表示するであろう科目ごと」の選択とした。

BC118. 重要な会計方針の注記について、企業会計原則注解（注 1-2）においては、「財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならない。会計方針とは、企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。」とされている。また、企業会計基準第 24 号第 4-4 項は、「財務諸表には、重要な会計方針を注記する。」と定めている。重要な会計方針として注記する内容については、原則として、企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号に照らして企業が判断するものである。

BC119. 一方、収益認識会計基準においては、少なくとも、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）について、重要な会計方針として注記することを求めている（収益認識会計基準第 80-2 項及び第 163 項）。リースに関する会計方針については、次の理由から、すべての企業について自動的に企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号に定める「重要な会計方針」として識別される項目はないものと考えた。

- (1) 企業によりリースの利用度合いは異なり、リースの重要性は異なる。
- (2) 会計基準における選択肢の多くは、重要性が乏しい場合を対象としている。

BC120. しかしながら、「重要な会計方針」に該当するか否かにかかわらず、企業による選択を注記することが、財務諸表利用者が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを評価する上で有用な会計方針については、「リースに関する注記」として注記することが有用な場合があると考え、次の会計処理を選択した場合、「リースに関する注記」において、会計方針として注記することを求めることとした（第 93 項参照）。

- (1) リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分として会計処理を行う選択
- (2) 指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な取扱いの選択
- (3) 借地権の設定に係る権利金等に関する会計処理の選択

BC126. 前項の意見を踏まえ、短期リース及び少額リースに係る費用の開示の要否について検討した。ここで、短期リースについては、借手のリース期間の判断で簡便的な取扱いの対象となるかどうかの変更になることから恣意的な操作の対象となる可能性があると考えられることや、金額的に重要性のあるリース負債がオフバランスとなる可能性があるという点から、財務諸表利用者が財政状態及び経営成績を評価するために有用な情報を提供すると考え、短期リースに係る費用の開示を求めることとした。一方、少額リースについては、簡便的な取扱いの対象となるかどうかについて、短期リースのような判断は不要であり、また、金額的な重要性が乏しい少額リースを対象としていることから、少額リ

ースに係る費用の開示は求めないこととした。

BC127. ただし、企業が短期リースに係る費用及び少額リースに係る費用を区分して集計していない場合に、短期リースに係る費用及び少額リースに係る費用を合算した情報を提供することは、実務上の負担を軽減することができ、また、情報を開示しない場合に比して有用な情報を提供できると考えられる。したがって、これらを区分して集計せず合計額を開示している旨を明らかにすることを条件に、短期リースに係る費用及び少額リースに係る費用の金額を合算した金額で注記することもできることとした(第96項(1)参照)。

以 上